

れいわ ねん がつ の と はんとうごう うえいきょう あいだ
令和6年9月能登半島豪雨の影響で、しばらくの間、いまの
かいしゃ じっしゅう はたら ひと かいしゃ はたら
会社で実習や働くことができない人は、ほかの会社で働くため
の許可(※)をもらうことができる特別な対応をしています
しかくがいかつどうきよか
(※)「資格外活動許可」といいます

【許可をもらうことができる人】

つぎ あ ひと たいしょう
次のどちらにも当てはまる人が対象となります。

① こんかい ごう におお ひがい う ななおし わじまし すずし
今回の豪雨で大きな被害を受けたところ（七尾市、輪島市、珠洲市、
はくいぐんしかまち ほうすぐんあなみずまち ほうすぐんのとちょう す はたら
羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町）に住んでいて、働いた
めざいりゅうしかく も ひと
めの在留資格を持っている人

② こんかい ごう げんいん あいだ かいしゃ はたら
今回の豪雨が原因で、しばらくの間、いまの会社で働くことができな
いが、しばらく経ってから、いまの会社でまた働くことを予定している人

※ 「しばらくの間」とは、3か月を超えない期間です。

【許可の内容】

いち じかん はたら
1日に8時間まで働くことができます

【許可の期限】

はたら きよか ひ げつかん
働くことができるのは、許可をもらった日から3か月間です。

ただし、許可をもらってから3か月後の日が、在留期間の終わりの日を超える場合
は、在留期間の終わりの日が期限です。

くわ しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちよう
詳しいことは、出入国在留管理庁のホームページ

(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16->

8.html)を見てください。

